

8月31日申請受付をスタート！ 申請期限は12月28日(月)

臨時福祉給付金

所得の低い人の負担を緩和します

支給対象者：市民税の非課税者 支給額：6,000円

*課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く

昨年4月の消費税率引上げに伴う負担の影響に配慮し、所得の低い人に「臨時福祉給付金」を支給します。

給付金の支給を受けるためには、要件を満たす必要があります。

また、臨時的・暫定的な措置として、今回1回に限り支給されるものです。

支給対象となる可能性のある人(世帯)には8月27日頃から順次申請書を郵送しますので、申請期間中に申請をお願いします。

※詳しくは、後日郵送する申請書同封のチラシや大川市のホームページをご覧ください。

支給要件など

①支給対象者

平成27年1月1日(基準日)に大川市に住民票がある人

●平成27年度分市民税(均等割)が課税されていない人

ただし、ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

②支給額

●支給対象者1人につき 6,000円

③提出書類

●申請書(対象となる可能性のある方には申請書を郵送します。)

●本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し)

●申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳の写し)※ただし、昨年度と同じ口座を指定される人は必要ありません。

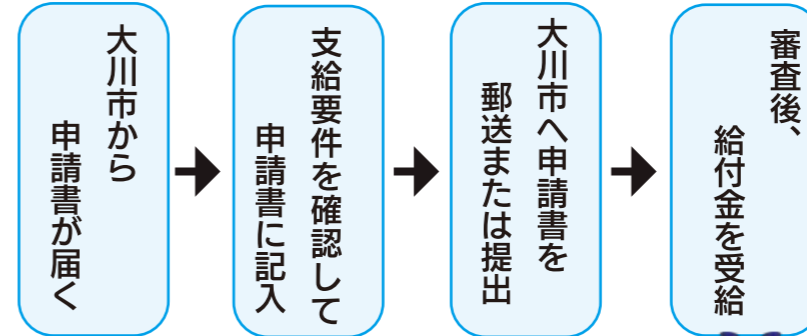
④給付金の受取方法

●原則として申請書に記載していただいた指定口座に入金します。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。



申請手順など



お願い

窓口は混み合うことがありますので、なるべく同封の返信用封筒(切手不要)をご利用ください。



なるべく郵送でお願いじゃ！

申請受付など

●受付日時

8月31日(月)～12月28日(月)
平日の8:30～17:00
(土・日曜、祝日の受付は行いません)

●申請先

市「臨時給付金事務局」窓口
※市役所別館会議室
(本庁舎北側 別館1階)

教えて！カクニンジャ

●自分が市町村民税を課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

6月中旬に納税通知書が送られてきた人や、給与支給明細書「住民税(市民税)」の項目に課税額が記載されている人などは、市民税が課税されています。

●基準日(平成27年1月1日)の翌日以降に引越した場合の給付金の受取は？

今回の臨時福祉給付金は基準日(平成27年1月1日)時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

●基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

基準日(平成27年1月1日)に生まれた人は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた人は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた人も対象にはなりません。



振り込め詐欺、個人情報詐取、にご注意！

国や県、市町村などが、金融機関のATM(現金自動預け払い機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。

現時点(8月時点)で、市民のみなさんの世帯構成や口座番号などの個人情報や金融機関の個人情報をお尋ねすることはありません。

臨時福祉給付金に関するお問い合わせ先

●大川市役所内 臨時給付金事務局
〒831-8601
大川市大字酒見256番地1
電話 85-5515

●市ホームページ
<http://www.city.okawa.lg.jp/>